

市役所庁舎建設のお知らせ No.8

❖市役所庁舎建設「市民ワークショップ(すながわ新庁舎塾)」を開催します!❖

市民に親しまれる庁舎を目指して、市民の皆さんと一緒に新庁舎を考える市民ワークショップを開催し、出していただいた意見やアイデアを「庁舎建設基本計画」を作成する際の参考にさせていただきます。

▶**とき・ところ** 5月31日(木) 午後6時～ 地域交流センターゆう ミニホール

▶**対象者** 市内に居住している18歳以上の方

▶**定員** 20人程度

▶**内容** 5～6人のグループに分かれて、下記テーマについて意見やアイデアを出し合ってください

▶**テーマ** ①市民が利用するスペースについて(待合場所・情報発信コーナーなど)

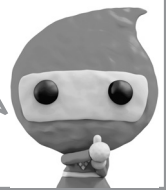
②利用しやすい環境について(エレベーター・売店など)

▶**申込方法** 5月12日(金)までに、下記の電話、FAX、Eメールなどにより、お申し込みください

◆詳細・申込 推進係 ☎2121 FAX ☎2568 Eメール: c-kensetsu@city.sunagawa.lg.jp

申請はお済みですか? 臨時福祉給付金(経済対策分)

申請
受付中
です!!



市では、臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受け付けています。対象の可能性があらわれる方には、3月上旬に申請書を送付していますので、お早めに申請の手続きをしてください。

▶支給対象者

以下の要件をすべて満たす方

- ・平成28年1月1日時点で砂川市に住民登録されている方
- ・平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※ ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護受給者は除く

▶支給額

1人あたり15,000円

申請手続きをお忘れなく!!

▶申請受付期限

8月31日(木)まで

▶申請受付窓口

臨時福祉給付金事務局(市役所中2階)

※ 返信用封筒を使用した郵送申請もできますので、ぜひご利用ください



⚠️ 給付金を装った詐欺にご注意ください!!

申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせなどを行うことがありますが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや、給付金を支給するために、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたときには、すぐに市や砂川警察署 ☎0110にご連絡ください。



◆お問い合わせ 臨時福祉給付金事務局 ☎2121